

TPP11協定（CPTPP）の税率適用に係る
NACCSへの原産地コード及び原産地証明書識別入力方法

平成30年12月

1. TPP協定発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について

- ・ TPP11協定（CPTPP）（以下「TPP協定」という。）では、一部の品目について、相手国によって異なる税率を譲許している（国別譲許）。
- ・ TPP協定税率（国別譲許有り、国別譲許無し）を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁：原産地（申告）種別に新たなコードを追加する。
- ・ TPP協定で使用する原産地証明書識別の組合せは、下表**赤字**の組合せとなる。

原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	WTO国定・協定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物
⋮	⋮	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物
TP	TPP協定	P	製造者による原産品申告書		⋮	⋮
1A	TPP協定税率差（メキシコ）	E	輸出者による原産品申告書	EPA	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
1B	TPP協定税率差（ニュージーランド）	I	輸入者による原産品申告書		2	EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1C	TPP協定税率差（カナダ）	O	原産地証明書等の提出が不要な場合		3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1D	TPP協定税率差（オーストラリア）	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む			4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
1*	税率差が生じる国が増えるごとに追加する				5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
⋮	⋮				6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
					7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物

※「1E」以降はTPP発効時は設定しない。
発効順に割当を行う。

※TPP協定に係る「原産地（申告）種別コード」については、
発効日（平成30年12月30日）から使用可能。

TPP協定の概要

- ※ 署名国（11カ国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム）のうち、オーストラリア、カナダ、日本、メキシコ、NZ、シンガポールの6か国の参加で、2018年12月30日に発効する。
- ※ 国別譲許の対象品目は、62品目（乳製品、小麦、木材等）のみであり、それ以外の品目では原産地（申告）種別に「TP」を使用する。また、シンガポールに対しては、国別譲許品目は存在せず、「TP」のみ使用することとなる。

2. 輸入申告時の入力（（1）通常のT P P協定税率（国別譲許無し・税率差無し）を適用する場合）

通常のT P P協定税率を適用する場合は、「原産地＊」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地＊ : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : T P P協定用コード「T P」+〇〇 ※ 下2桁は前記1. を参照のこと。以降同様。

【入力例】

<事項登録結果>

IDA 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄	<input type="checkbox"/>	品目番号	0709.99-100	4	価格再確認	<input type="checkbox"/>	
品名	SWEET CORN, FRESH OR CHILLED		数量（1）	500	KG			
税表番号	0709.99-1		数量（2）					
申告価格（C I F）	¥1,000,000		課税標準数量					
関税率	M	4.5%	原産地＊	VN	-	VIETNAM	-	TPE4
関税額	¥45,000							

通常のT P P協定税率が適用される。

「原産地＊」欄に貿易統計の原産地コード、原産地証明書識別に「T P〇〇」を入力する。

※ M F N税率で譲許している場合 : 適用すべき税率に対応する原産地証明書識別（W K O Rなど）を使用する。

スライド9参照。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（2）国別のT P P協定税率（国別譲許有り・税率差有り）を適用する場合）

国別のT P P協定税率を適用する場合は、「原産地＊」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地＊ ：貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別：T P P協定税率差用コード「1 A」「1 B」など+〇〇

【入力例】

T P P発効6年後に、マレーシア原産となるエステル化でん粉（3505項：関税6.8%）が、T P P協定における税率適用国決定ルールに従い、オーストラリア（国別）のT P P協定税率（3505項：関税F R E E）の適用が認められる場合。

※ 入力例の品目番号とオーストラリアのT P P協定税率差用コード「1 D」が、申告可能な組み合わせとしてシステムに登録されている。

<事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄		品目番号	350510100	3	価格再確認	<input type="checkbox"/>
品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES		数量（1）	500	KG		
税表番号	3505.10-1		数量（2）				
申告価格（C I F）	¥1,000,000		課税標準数量				
関税率	M	FREE	原産地＊	MY	-	MALAYSIA	-
関税額		¥0					1DE4

オーストラリアのT P P協定税率（国別）が適用され関税F R E Eとなる。

「原産地＊」欄に貿易統計の原産地コード「MY」、原産地証明書識別欄にはオーストラリアのT P P協定税率差用コード「1 D 〇〇」を入力する。

※ 国別譲許が無い（税率差が無い）T P P加盟国の原産地証明書識別を使用する場合は「T P 〇〇」を使用する。入力例では、当該品目に税率差があるのはオーストラリア、カナダ、チリ、ベトナムであり、その他の国の場合は「T P 〇〇」となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（3）通常のT P P協定税率と国別のT P P協定税率を1申告で実施する場合）

通常のT P P協定税率と国別のT P P協定税率を1申告で実施する場合は2欄にわけて登録する。

【入力例】

<事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控

欄	項目	値
<01 欄>	統合先欄	
	品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES
	税表番号	3505.10-1
	申告価格 (C I F)	¥1,000,000
	関税率	M 6.8%
	関税額	¥68,000
	品目番号	3505.10-100 3
<02 欄>	統合先欄	
	品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES
	税表番号	3505.10-1
	申告価格 (C I F)	¥1,000,000
	関税率	M FREE
	関税額	¥0
	品目番号	3505.10-100 3

数量 (1) 500 KG
数量 (2)
課税標準数量
原産地 * MY - MALAYSIA - TPE4

数量 (1) 200 KG
数量 (2)
課税標準数量
原産地 * MY - MALAYSIA - 1DE4

価格再確認

価格再確認

貿易統計の原産地コード

異なる原産地証明書識別を入力する

同一の品目番号

品目番号及び原産地証明書識別の組合せにより、それぞれの関税率を取得する

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（4）TPPの全ての締約国向け関割税率を適用する場合（TWQ関割税率））

TWQ関割税率を適用する場合は、「原産地*」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地* : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : TPP協定用コード「TP」+〇〇

【入力例】

オーストラリア原産となるフレッシュチーズ（0406項：TWQ関割税率FREE）を申告する場合。

※ 入力例の品目番号（0406.10-090）のTWQ関割枠内税率はFREEとなっている。

<事項登録結果>

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄	<input type="checkbox"/>
品目番号	040610090 3 価格再確認 <input type="checkbox"/>
品名	FRESH CHEESE & CURD, N. E. S.
数量 (1)	50 KG
税表番号	0406.10
数量 (2)	<input type="text"/>
申告価格 (CIF)	¥1,000,000
課税標準数量	<input type="text"/>
関税率	M FREE
関税額	¥0
原産地*	AU AUSTRALIA TPE1

TWQ関割税率が適用され関税FREEとなる。

「原産地*」欄に貿易統計の原産地コード「AU」
原産地証明書識別欄には「TP〇〇」を入力する。

※ 関割枠外の税率を適用する場合は以下のとおりとなる。

枠外税率がMFN税率で譲許されている場合：適用すべき税率に対応する原産地証明書識別（WKORなど）を使用する。
ただし、数量ベースSSG発動対象品目では例外が存在（スライド10参照）。

枠外税率に別途譲許がある場合：オベリスク税番による整理となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（5）国別に譲許されている関割税率を適用する場合（CSQ関割税率））

CSQ関割税率を適用する場合は、「原産地＊」及び「原産地証明書識別」に以下のように入力する。

原産地＊：貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別：TPP協定税率差用コード「1A」「1B」など+〇〇

【入力例】

カナダのCSQ関割税率を適用する小麦（1001項：CSQ関割税率FREE）を申告する場合。

※ TPP協定における関税率 1001.11-010 関割枠内：FREE

※ 入力例の品目番号とカナダのTPP協定税率差用コード「1C」が、申告可能な組み合わせとしてシステムに登録されている。

<事項登録結果>

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄	<input type="checkbox"/>
品目番号	100111010 6 価格再確認 <input type="checkbox"/>
品名	DURUM WHEAT, (F/SOWING), (LAW OF STABILIZA
数量(1)	1,000 MT
税表番号	1001.11
数量(2)	
申告価格(CIF)	¥15,000,000
課税標準数量	
関税率	M FREE
関税額	¥0
原産地＊	CA CANADA 1CE1

CSQ関割税率が適用され関税FREEとなる。

「原産地＊」欄に貿易統計の原産地コード「CA」
原産地証明書識別欄にはカナダのTPP協定税率差用コード「1C〇〇」を入力する。

※ 関割枠外の税率を適用する場合は以下のとおりとなる。

枠外税率がMFN税率で譲許されている場合：適用すべき税率に対応する原産地証明書識別（WKORなど）を使用する。
ただし、数量ベースSSG発動対象品目では例外が存在（スライド10参照）。

枠外税率に別途譲許がある場合：オベリスク税番による整理となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（6）-1 S G発動時の入力方法（S G税率を適用する場合））

S G税率（S G税率がM F N税率と同率の場合はM F N税率）を適用したい場合は、「原産地＊」及び「原産地証明書識別」に以下のように入力する。

原産地＊ : T P P加盟のS G発動国の原産国コード

原産地証明書識別 : T P P協定用コード「T P」+〇〇

【入力例】

ベトナム原産の木材（4403項）がS G発動中のマレーシアで合板に加工（4412項：T P P協定税率：5%（通常時）、10%（S G時））され、原産地判定でマレーシアS G税率（10%）が適用される場合。

※ ベトナムは合板（4412項）について税率差が無い場合、当該品目とベトナムのT P P協定税率差用コード「1＊」の組み合わせは、申告可能な組み合わせとして、システム設定されていない。一方、税率差があるマレーシアのT P P協定税率差用コード「1＊」は、申告可能な組み合わせとして設定されている（12月30日の発効時点では未設定）。

<事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄	<input type="text"/>	品目番号	441231111	6	価格再確認	<input type="checkbox"/>
品名	PLYWOOD OUT/D/R-MERANTI, VARNISH, TONGUE		数量（1）	500	CM		
税表番号	4412.31-1-(1)		数量（2）	40	SM		
申告価格（C I F）	¥1,000,000		課税標準数量				
関税率	M	10.0%					
関税額	¥100,000		原産地＊	MY	MALAYSIA	TPE4	

マレーシアのS G税率が適用され関税率10%となる。

「原産地＊」欄に貿易統計の原産地コード「MY」、原産地証明書識別欄に「TP〇〇」を入力する。※T P P協定税率差用コード「1＊〇〇」は使用しない。

※ 「TP〇〇」を使用してもマレーシア原産のみS G税率が適用されるようにシステムに設定されている。
また、誤って「1＊」（マレーシアのT P P協定税率差用コード）が使用された場合でもS G税率が適用される。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

2. 輸入申告時の入力（（6）-2 S G発動時の入力方法（S G税率を適用しない場合））

S G発動中でも通常のT P P協定税率を適用したい場合は、「原産地*」及び「原産地証明書識別」に以下のように入力する。

原産地* : T P P加盟のS G非発動国の原産国コード

原産地証明書識別 : T P P協定用コード「T P」+〇〇

【入力例】

協定発効11年目にS G発動中のマレーシア原産の木材（4403項）がベトナムで合板に加工（4412項）され、原産地判定で通常のT P P協定税率（F R E E）が適用される場合。

※ベトナムは合板（4412項）について税率差が無い（T P P協定税率：F R E E）ことから、当該品目とベトナムのT P P税率差適用用コード「1*」は申告可能な組み合わせとして、システム設定されていない。一方、税率差があるマレーシアのT P P協定税率差用コード「1*」は、申告可能な組み合わせとして設定されている（T P P協定税率：5%（通常時）、10%（S G時））（12月30日の発効時点では未設定）。

<事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄	<input type="text"/>	品目番号	441231111	6	価格再確認	<input type="checkbox"/>
	品名	PLYWOOD OUT/D/R-MERANTI, VARNISH, TONGUE	数量（1）	「原産地*」欄に貿易統計の原産国コード「VN」 原産地証明書識別欄には「T P〇〇」を入力する。 ※マレーシアのT P P協定税率適用と認定されていないことから、T P P協定税率差用コード「1*〇〇」は使用しない。			
	税表番号	4412.31-1-(1)	数量（2）				
	申告価格（C I F）	¥1,000,000	課税標準数量				
	関税率	M FREE	通常のT P P協定税率が適用され関税率F R E Eとなる。	原産地* VN VIETNAM TPE4			
	関税額	¥0					

<参考> 上記入力例の条件が原産地判定でマレーシアのT P P協定税率適用と判定された場合は、原産地証明書識別「1*〇〇」を入力するが、この場合はS G発動前のマレーシアの国別T P P協定税率が適用される。 ※S G税率とはならない

I D A 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄	<input type="text"/>	品目番号	441231111	6	価格再確認	<input type="checkbox"/>
	品名	PLYWOOD OUT/D/R-MERANTI, VARNISH, TONGUE	数量（1）	「原産地*」欄に貿易統計の原産国コード「VN」 原産地証明書識別欄にはT P P協定税率差用コード「1*〇〇」を入力すると、S G税率ではなく、通常のT P P協定税率が適用される。			
	税表番号	4412.31-1-(1)	数量（2）				
	申告価格（C I F）	¥1,000,000	課税標準数量				
	関税率	M 5.0%	通常のT P P協定税率が適用され関税率5%となる。	原産地* VN VIETNAM 1*E4			
	関税額	¥50,000					

2. 輸入申告時の入力（（7）-1 TPP協定においてMFN税率で譲許がなされている細分を申告する場合）

TPP協定は既存協定とは異なり、非譲許が存在しない一方で、MFN税率で譲許がなされている細分が存在する。当該細分を申告をする際の原因証明書類の使い分けは、**TPPの原産品申告書の有無**を基準に行う。

以下に代表的なものを例示する。

【入力例】

- MFN税率で譲許がされているもので、原産品申告書の提出が**ないもの**
→「**W K O R**」等を入力する。TPP協定（税率差）用のコードは使用しない。

- 暫定措置法第7条の3（数量ベースSSG）発動対象かつTWQ・CSQ関割の枠外がMFN税率で譲許されているもの
＜数量ベースSSG発動前＞
 - ・TPPの原産品申告書が**ないもの**
→「**W K O R**」等 + オベリスク（通常時）を入力する。
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。協定対象外輸入基準数量に算入する。
 - ・TPPの原産品申告書があるもの
→「**T P O 4**」等 + オベリスク（通常時）を入力する。
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。**TPP原産品として協定対象外輸入基準数量から控除**する。
※ スライド10参照。

- ＜数量ベースSSG発動後＞
 - ・TPPの原産品申告書が**ないもの**
→「**W K O R**」等 + オベリスク（暫定措置法7条の3発動時）を入力する。
※ SSG発動後のMFN税率が取得される。
 - ・TPPの原産品申告書があるもの
→「**T P O 4**」等 + オベリスク（暫定措置法7条の3発動時）を入力する。
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。
※ スライド10参照。

2. 輸入申告時の入力（（7）-2 TPP協定においてMFN税率で譲許がなされている細分を申告する場合）

TPP原製品については、特別緊急関税（数量ベース及び価格ベースSSG）、牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の発動対象から除外されている。発動対象となる品目を申告する場合は、TPPの原産品申告書を提出し、以下のように入力を行う。

【入力例】

※ 数量ベースSSG発動対象かつTWQ関割の枠外がMFN税率で譲許されているバターミルク（0403.90-113 +）をTPP原産品（オーストラリア）として、SSG発動前後に申告する場合。

※ オベリスク例：

040390113 +	040390113	1	その他のもの（通常時）
	040390001	1	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）

＜事項登録結果＞

IDA 輸入申告入力控

＜01 欄＞ 統合先欄

品名 BUTTERMILK POWDER, FAT=<1.5%, (LAW), N. E. S.

税表番号 0403.90-1-(1)-[1]

申告価格（CIF） ¥1,000,000

関税率 T 36%+¥200/KG

関税額 ¥380,000

品目番号 040390001 1 価格再確認

数量（1）

数量（2）

課税標準数量

原産地* AU - AUSTRALIA TPE4

暫定税率を取得しているため、「T：暫定税率」となる。

暫定法第7条の3（数量ベースSSG）発動前のMFN税率が適用され関税36%+200円/kgとなる。

暫定法第7条の3発動対象外と判断するためには、TPPの原産品申告書の確認が必要となる。原産地証明書識別欄には「TPO4」を入力する。

＜参考＞ 通常時であってもTPP原産品として申告することで、数量ベースSSGの「協定対象外輸入基準数量」から申告数量を控除できる。

IDA 輸入申告入力控

＜01 欄＞ 統合先欄

品名 BUTTERMILK POWDER, FAT=<1.5%, (LAW), N. E. S.

税表番号 0403.90-1-(1)-[1]

申告価格（CIF） ¥1,000,000

関税率 T 36%+¥200/KG

関税額 ¥380,000

品目番号 040390113 1 価格再確認

数量（1）

数量（2）

課税標準数量

原産地* AU - AUSTRALIA TPE4

暫定税率を取得しているため、「T：暫定税率」となる。

通常時のMFN税率が適用され関税36%+200円/kgとなる。

数量ベースSSGの協定対象輸入数量から控除するためには、TPPの原産品申告書の確認が必要となる。原産地証明書識別欄には「TPO4」を入力する。

※入力例中の品番、税率等は仮のものである。